

第10回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時：令和2年11月13日（金）14時00分～16時00分

場所：千葉県弁護士会館4階大会議室

参加者：協議会委員22名（欠席1名）、オブザーバー5名、事務局職員3名

<配付資料>

1 次第

2 第10回協議会出席者名簿

3 座席表

4 資料

資料1 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

資料2 「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の検討（検証作業部会案）

資料3 「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の検討質問・意見
（取りまとめ）

資料4 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討について

（1）「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

資料1～3により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【辻委員（千葉保護観察所）】

生活環境調整事件が送られてきたときに、定着支援センターと協議をして、帰住地がないものについては特別調整、帰住地があるけれども福祉的支援が必要なものについては一般調整ということになるが、県の制度とのすみ分けのイメージは何か具体的なものがあるのか。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

ここで言っているのは、福祉の支援は要らないと断る人か、定着の支援に乗らないような人たちをここで救っていくことではないか。

【事務局】

定着センターでの支援として、福祉的支援に直接つなげる必要がある方は、基本的には特別調整ないしは一般調整の中で対応していただく。福祉の支援を拒む人は、そこからこぼれてしまうので県の制度の対象になるが、そういった方だけではなく、障害が疑われたり、高齢のために社会的に孤立しているといった方で、相談支援に自身ではなかなかつながることができないような方についてはやはり支援が必要ということで、県はそういった方を対象にしている。

【後藤委員長】

支援が必要な人がいて、その人がどういうルートで支援につながるかというのは幾つかあると思う。既に国にある特別調整の制度や、保護観察所の制度、更生保護施設がやっている制度に乗ってしまえばいいけれども、例えば県の制度の前提としては、リーフレットで県に支援をしてほしいという申込みがあったということなので、例えば「特別調整とかは嫌だ。けれども、県が支援してくれるなら県の支援に乗りたい」という人がいるかもしれない。現に今いる訳だから。そういう人たちを対象として、競合する選択肢を1つ増やすというようなイメージで捉えていくのはどうか。

【萩原委員（千葉県婦性会）】

確かに矯正施設にいる間から福祉的な支援、例えばいろいろな機関、手帳の取得等、福祉の資源をあらかじめルートをつなげてくれている。そうすると、うちの方は更生保護施設に帰住したときも即福祉的な支援につながっていく。それはありがたい。それが制度で、早い段階から矯正施設内で福祉的な支援を県のほうに乗ってもらえると、非常に助かる部分はある。

【随行者（千葉刑務所）】

特別調整と一般調整以外で支援をお願いする対象者とする、千葉刑務所ではやはり労役場留置者は特別調整、一般調整にまずならないのと、残りの期間が数週間とか1か月、2か月切ってしまうような短期の受刑者の人は、一般調整、特別調整に乗らない人が多いので、やはりそういった人が対象になってくると思う。

【後藤委員長】

あと例えば少年についてはいかがか。最後のページの問題解決の中に、こういう人を入れたほうがいいであるとか、一応少年についても必要があれば県、千葉県だと具体的には中核だけでも、それ以外に福祉的なコーディネートを行う機関と連携するとき、こういう提案でイメージが湧くのかどうかというのはいかがか。

【末吉委員（八街少年院）】

少年院についても、数はそんなにはないけれども、やはり福祉的な手当てが出院後に必要なケースというのはない訳ではないので、そういったケースについてはこういう受皿的なものがあると、いろんな選択肢が増えてありがたいと感じる。

【副田委員（自立準備ホーム）】

今説明があった流れで、どこで帰住地が確定されるのかというのが非常に疑問に思う。スクリーニングが終わった段階で帰住地が確定されるというのが全ての前提になっていて、全体をお聞きしていて、帰住地はどこで決まるのか。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

例えば八街に長く住んでいたとか、直前までずっと市川にいたとか、刑務所からいただいたシートだけでそういうことが分かる方はわずか。そういう方はどこが適当か。言い方を変えると、この市にこの人がいる根拠を探すことは、実質的にはとても大事なことだと思っている。そこは何か1回目の訪問で、この地域が一番根拠があるのでは、みたいなことは見定めようとしているが、そうした場合は1回で終わることはほぼなく、2回目には当該地域の中核センターと一緒に面談に行く。

【後藤委員長】

今の話だと、どこに住むかというのは、アセスメントに実際に行った段階から決まるというイメージである。そうすると、スクリーニングとか同意に比べても、アセスメントがすごく大事で、その後どこに帰るか大体目星をつけて、そこで例えば更生保護施設とか自立準備ホームとか帰る場所を探すと。場合によってはもう帰る場所がない、満期であるという人たちに対しても一応アセスメントが絡んでいて、そこでは要らないと言われたけれども、例えば中核があるということで、後で必要があれば来たりするというケースもあるということだと思う。

【事務局】

実際の現場での支援の経験から、アセスメントをする段階で本人の希望を聞きながら帰住先について決定をしていくという形になっていくと考えている。実際その場には、例えば帰住先自体がまだ判然としていないので、どういった受皿になる、例えば自立準備ホームであるとか、そういったところへつなぐことができるのかということも含めて、地方公共団体がアセスメントをしていくスキームとして考えている。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

まず、スクリーニングの時期だが、6か月ぐらい前から関わればとてもうれしいが、こう書くと6か月必須みたいに読めるので、原則として「ぐらい」は入れてもいいのではないか。

2枚目の同意だが、半同意ぐらいでも行ってもいいのではないか。制度についての十分な同意はもらってなくても、僕たちが行くことの同意をもらえたら、そこで説明するというだけでもいいのではないか。何人かそういうことで伺った。なので、本人同意のところに、そういうことを書くのがあってもいいかと思う。

その下の司法機関のアセスメントのところ、今幾つかの刑務所に行き、理解の進捗とか程度と

かは随分違うなと思うので、福祉専門官の方のこのことに対する理解は必須だというふうに、どこかに書いたほうが良いという気がした。

あと、課題解決のところの、入所までの間にいろいろ制度を調整するだけではなくて、僕たち出所後に関わる人たちが、出てくる人と何か関係を深めるみたいなことはとても大事なことだなと思っていて、そういう意味のことをどこかに書くといいと思う。

あと3枚目、「釈放後に保護観察に付された者の支援について」のところ、これは釈放後ではなくて、仮釈放になることが分かったら、釈放になったときとか、なりそうときに福祉側に情報が渡るような制度にぜひなってほしいと思う。保護観察に付されたのではなくて、保護観察に付される予定の者とか、そういう書きぶりにしてもらえるといいと思う。

【後藤委員長】

一応これは国への提案なので、国もこういう制度にしてほしいということを結構書いてある。例えば、今の更生緊急保護ではできないかもしれないけれども、今後法制度が変わる可能性、今、法制審議会での議論が終わったところなので、国も新しいやり方を考えようとしているので、そういうことも踏まえてこういうことをお願いしたいということを一応書いていると理解いただきたい。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

相談するところにたどり着けないような人というのは、きっと定着センターの特別調整にも引かからないし、いろんなどころからこぼれていくだろうと思う。そういう人を救ってあげられるような仕組みになったら、随分たくさんの人たちを助けられるのかなと思う。

【後藤委員長】

それは多分、今の国が持っている制度が十分ではないところで、この前提としては、最初のテーマにあるように国と地方の連携による相談支援なので、やはり国としてもある程度のことはやっていただくということを前提として書いたモデルだろう。国が今後こういうこともやっていきますと言ってもらえれば、このモデルがうまくいく可能性もあるし、国はこれだけしかできないということになると、地方公共団体がより大変になってうまく機能しないという可能性もあると思うので、一応これはあくまでもモデル事業として実際にやってみたら、やはり地方だけではなく国もある程度の責任を果たして、これまで以上の責任も果たしてもらいたいというような提案になっているかと思う。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

相談の機能ばかり充実しても、出てきたときの受入れ先が増えていかないことにはこういう人たちを救っていけない。結局、生活保護とかはうちの場合だと千葉市にお世話になるような形になったりとか、一旦受けたところがすごく負担が大きい。

それはどこの市もそうで、もうちょっと法務省もそういうところにお金を出してほしい。あとは更生保護施設がもうちょっと受け入れられるようなキャパを広げるとか、千葉県には女性に対応できる施設がないので、そういうところで国のお金を出してもらいたいと思う。

【後藤委員長】

地方公共団体も全部、たまたまそこに施設があるから、そこで全部生活保護をつけられてしまうとやはりなかなか難しいところがあって、それは例えば国が制度として半分見ますとか、半年までは見ますとか、そういう制度になったらよい。

【浅井委員（千葉市保健福祉局地域福祉課）】

今モデル事業で、関東エリアで千葉県や中核センターの方が矯正施設に行くという話だが、どうしても経費がかかることだと思う。例えばこれが、国費10分の10ぐらい財源をつけていただかないとやはり一自治体では難しいというところもあって、この辺も明確にするような提案をしていただきたい。

ただ、確かに定着するであろう市町村の福祉担当者が直接行って会うというのは、その後の安定に着実につながるという意味で非常に重要だと思っていて、Zoomであれば沖縄だったり、北海

道だったり簡単にできるので、ぜひそういうことも組み合わせてやっていく必要はあると思う。

住民票とかは事前に幾らでも調整が利くので矯正施設内にいるときからできるし、金曜の夜に出所すると、公共団体等が休みのところもあって福祉につなげられないところがある。その辺は人権上の問題で、そういうところの課題はどうするのかというところも取り上げてほしい。

【五十嵐委員（船橋市福祉サービス部地域福祉課）】

例えばアセスメントも、確かに直接行って前もって会って話をするというのは非常に重要だとは思いますが、果たして本当に制度としたときに実際にできるか。今の相談支援員の人数からして、例えば網走に行くとなると、もうそこで完全に丸々1日、2日取られてしまって、本当に実際のうちの相談機関の体制でそういうことができるかなというのを思ってしまう。

【増田委員（柏市保健福祉部福祉政策課）】

包括的支援体制の中で、地方公共団体には広域自治体と基礎自治体があり、これを全国に向けて発信するときには当たり、市町村などの基礎自治体なのか、県庁などの広域自治体なのか、どのレベルの公共団体にこの役目、役割をやらせた方が適切なのかを意識して、少し丁寧の説明した方がよい。

続いてお金の話でよくあるのは、やはり生活保護の問題、受入れ拒否がある。例えば、施設を作った自治体でそのまま生活保護を受給することにより財政負担となる。このような場合には立地自治体負担ではなくて、県費負担にするとか、そこは交付税措置するとか、この制度を法務省と総務省がよく検討してもらいたい。基準財政需要額に組み込み交付税措置するなど財源負担の問題を整理して、実際自治体が動きやすい体制を作った方がよいと思う。

【後藤委員長】

住宅の中で、例えば中核と石川さんの協会とかが何か話し合ったりして、こういうところがあるとか紹介するようなケースとか、そういうところはあるのか。

【石川委員（千葉県宅地建物取引業協会）】

今、そういう意見交換するようなことはしていない。ただ、民間住宅が受け入れられる体制を整えればきっと解決すると思う。民間で受け入れられれば、支援が必要な人でも民間のアパートに入れていただいて、必要な支援だけは自立するまでは受けたいというのが本音じゃないかと思う。

ただその場合にはその人の身元を保証してくれる人が欲しい。だから私は、中核センターのようなところに相談に行ったら、そこが身元引受けをまず約束していただく。法的な縛りは弁護士さんに相談して、何か部屋で問題があったときに引き取ってもらいたい。何かあったら部屋は明け渡しますよというようなことがないと、なかなか貸せない。

また、貸している間に何か問題を起こしたときに立ち会って一緒に対応してもらおうというようなシステムがないと対応できない。やはり身の危険を感じるようなことが起きる可能性があるから、警察と一緒に立ち会ってくれるとかであれば安心だろうが、その辺の安全性が確保できるシステムができれば、民間の賃貸住宅で貸してもいいという協力者を求めることは不可能ではないと思う。

【小谷委員代理（千葉県就労支援事業者機構）】

私ども、法務省から就労支援事業を受託している中で2年ほどの間、住居確保支援業務というのがあった。就労支援業務と住居確保の支援もあり、そのときには、日本更生保護協会がお金を出して保証しますということで始まった。しかも家賃保証を1年間はしますと。それでやったのだが2、3年やってやめてしまった。なぜなら、扱った案件が全部不良債権になってしまうから。3か月か4か月のうちにどこかにいなくなってしまう事例が多い。また、入居の際に家賃や入居費など一定の金額が必要でしょう、20万、30万必要になる。その金額や敷金を立替えてあげる。それから、その分の補償もしますというような辺が整備されないと、なかなか入るところはないという問題もあって、経済面での支援はなかなか難しいのではないのかと感じている。

【石川委員（千葉県宅地建物取引業協会）】

我々の団体で考えるやり方とすれば、それを前提に提携して事業にして、明らかにこういう人が

来るのだと、それでも受け入れてくれますか。その代わりこういう体制を整えているから迷惑はかけないと、必ずそういうケースがあった場合には対応できるという裏づけがあれば、提携をしている物件だというだけで、今度は逆に入る人の犯歴の説明をしなくていいのではないかと。これは国との提携事業だから、そういう人が来るのが前提であればあえて説明しなくていいから、システム化してくれれば動くのではないかと。空き家もすごく多い時代なので、そういう事情でも提供しますよという方が募れるかとは思う。

【後藤委員長】

基本的には、こういう仕組みというのがこの2年半実際にやって提案をされた。それについては汎用性が高いということになるといろいろまた問題もあるし、少し文章については引き続き検証作業部会で検討して、その結果を2月に皆様にお諮りをする。今回できる限り早めにまた皆様に検証作業部会を経た案を見ていただいて、意見をいただくという機会も設けられればと思う。

(2) 県再犯防止推進計画の策定に向けた方針について

資料4により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【後藤委員長】

今説明があったような形は、千葉県がやってきたモデル事業を前提としてという話になるが、ここでも何回か議論になっている、入口支援をどうするのかという話があるので、その点について検察庁から、例えばこっちの重点課題のこの中に入口支援みたいな言葉が入っていると検察庁としてもやりやすいとか、やりにくいとか、何かそういう印象とかがあればお話しいただきたい。

【藤川委員（千葉地方検察庁）】

重点課題に入口支援が入っている方がいいけれど、独立した項目にするというよりは、いろんなことが絡むので、それを実質的にどう入れてもらうかというのが大事だと思っている。

【安井委員（千葉県弁護士会）】

弁護士会はこの検討のどこにどう位置づけられて、どう役割を担うのかと思ったときに、あまり弁護士会が主体として出る役割はないのかとは正直思った。ただ一方で、弁護士会が人権擁護機関として、まさに入口支援のところで、再犯防止のための支援が必要な人とまず会って、気づいて福祉につながるといふ非常に重要な役割を担っているので、弁護士会として取り組んでいく意義を位置づけるとしたら、やはり入口支援という項目があり、その中で刑事弁護人の役割は非常に重要であるということをお記していただくのはいいと思う。

それと関連して、再犯防止の一方で、再犯防止の取組をしたけれども再犯に至ってしまった人についての更なるフォローアップとか、その振り返り、検証みたいなことは今後課題にはなってくると思うので、そういったことも一歩先を見た議論としては何か入れたほうがいいと感じた。

【後藤委員長】

千葉県弁護士会でやっている福祉的な支援はどういう形でこの中に位置づければよいか。

【安井委員（千葉県弁護士会）】

あれは本当に入口支援で、要するに刑務所等に行かなくて済んだ方が、緊急で住まいがないときのシェルターの的に使うというところ。

【後藤委員長】

でもそれも中に入ったほうが再犯防止推進計画としてはいいような気もするが。

【安井委員（千葉県弁護士会）】

ただそうすると、本当に弁護士会が補助的にやっているような事業の位置づけなので、もっと弁護士会、弁護士自体が主体的に役割を果たすということを入れるとすると、やはり入口支援みたいな項目とかで、もう少し弁護士の役割を明示するほうが、会の中でこれをどんどん推奨していく上でも意義があるのかと思う。

【牧内委員代理（県警生活安全総務課）】

警察として、この計画の位置付けは検察同様入口支援になると思う。特に微罪処分とか、罰金処分で終わる者になると、これは検察庁との連携が一番だが、刑務所や拘置所には行かず、警察署の留置場でそのまま終わるというのがあり、そこでいかに支援の関係機関につなぐかというところが大事だと思うので、2番のところに検察と並列して警察も入れてもらいたい。

【後藤委員長】

これは警察が入っているとよい。国の方針も警察庁も書いてあるので、計画に書く。できる限り多くの人に関わっているというイメージがあったほうがいい。

【清宮委員（千葉県保護司会連合会）】

最近、短期の刑で執行猶予つきの判決で、保護観察の期間が長いという人が多い。今までは3か月ぐらいで大体終わっていたが、今は2年とかそういう期間が保護観察で与えられるようになった。短期で出てくることによって生活費、食費、そして携帯電話、また通勤でどういふふうに行くかという、そういったことの一時支援をお願いしたい。それを金額的にここに網羅するという訳ではなくて、文書で網羅していただければありがたい。

【辻委員（千葉保護観察所）】

今後、例えば検察庁が行っている入口支援、それから私どもが行っている警察との連携、あとは就労支援とか就学支援とか、ここで改めて取り上げられていなかったこともお話を聞いていただければありがたい。

今、生活費や携帯費、様々な生活が成り立たない方たちを保護司たちが世話しているという話だが、家庭環境が非常に脆弱な方たちであっても引き受けるということで、福祉的な支援を得ないまま保護観察を受けている方が結構いる。保護司会も福祉的な支援の点で協力いただけるような、そんな一緒の取組をしていきたいということで、今回この図の中に保護観察所だけではなくて保護司も入れていただきたい。

この後、県や地方公共団体や保護司会、それから中核支援センターがお互いやっていることを理解し合う、説明し合う会議を設けることにより、この内容もさらに充実していくのではないかと思っている。

【後藤委員長】

今の協議会も、必ずどこかに協議の場の設置、運営とかを例えばもう少し書き込んで、年に1回、2回、3回とか、そういうのを具体的な計画にできればいい。あと3、4、5、6、7のところでも、それぞれのところが実際こういうふうに既にやっていると書く。やっていることであれば書き込みやすいし、例えば計画を見たときに、こういう機関がこういうことをやっているんだということが分かることが例えば市町村にとっても役に立つこともあるかと思うので、積極的に、例えば保護観察全てに関わるかと思うけれども、こういうところをこういうところに書き込んでほしいというような提案をしていただければと思う。

それは、来年度の策定のスケジュールの3月から8月についてやるべきことなのかもしれないが、策定に当たっては、そういう具体的な意見をいただいたほうが多分県としても策定しやすいかと思うので、その辺についても協力をいただければと思う。